

栃木県における 外国人生徒の高校進学状況

田巻 松雄

1. 問題の所在と本論の目的

2012年11月11日付けの毎日新聞で、外国人生徒の高校進学率が報じられている。それによると、「外国人集住都市会議」に参加する全国市町の公立中学校の外国人生徒卒業生1010人（2012年3月卒業生）の高校進学率は78.9%であった。ここでいう外国人生徒には、日本語を母語としない日本国籍を持つ者も含まれる。高校進学率の内訳は、全日制52.8%、定時制22%、通信制2.6%、日本語教育課程など「その他」1.5%である。また、卒業生の日本語能力別にみた進学率として、「日本語の通常授業が理解可能な生徒」92.1%、「学習用語が分からぬ生徒」67.5%、「日常会話ができない生徒」58.1%という数値が挙げられている。ある意味当然のことと言えるが、日本語能力の高低と進学率が比例関係にあることが確認される。

78.9%という高校進学率は、全国の中學卒業生の高校進学率98.3%に比べて、約20%低い数値である。「外国人集住都市会議」に参加する市町は外国人の比率が高い自治体であり、外国人支援においては全体的に先進的な取り組みをしてきた地域と言えよう。従って、外国人生徒の全国的な高校進学率は78.9%を下回ると推測されるが、その実態は不明な点が多い。また、新聞報道では、学習用語が分からぬ生徒や日常会話ができない生徒も6割前後高校進学を果たしていることが伝えられているが、そもそもこのような生徒がなぜ受験に合格し高校進学を果たしたのか、また、高校に入学後に勉強についていくのかという疑問が浮かぶ。

外国人生徒にとって日本での高校進学は全国的にすでに就職や帰国を大きく上回る進路となっていると思われるが、かれらの進学を希望する割合は日本人生徒に比べればまだ低いであろう。この背景には、日本に定住するのか将来帰国するのかという点が不透明な生活状況、日本の教育制度や高校受験に関する情報不足、保護者の経済的問題などが関係しよう。一方、高校進学を希望しても入学が容易ではないことに最も大きく関係するのは、外国人生

徒の日本語能力である。「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受け入れ状況に関する調査」(文科省)の最新のデータ(平成22年9月1日現在)によると、公立の学校に在籍する外国人児童生徒74,214人のうち約4割に当たる28,511人が日本語指導を必要としている。日本語指導が必要な児童生徒とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができるても、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」をさす。

また、先の記事でも指摘されているが、外国人生徒の高校進学率には地域間格差の問題が絡む。例えば、全日制に比べれば比較的入学しやすいと思われる定時制高校がどのくらいあるのかという問題がある。また、外国人生徒の高校受験のための特別枠や特別措置の制度を有している都道府県と有していない都道府県との格差があり、有していてもその内容は都道府県で大きく異なっている現状がある。さらに、都道府県単位での高校進学率は大半が明らかにされてないため、特別枠と特別措置が高校進学に対してどの程度の効果を生んでいるのかについても、非常に不透明な現状がある。

筆者は、過去2回、地元地域への外国人児童生徒支援事業(通称HANDSプロジェクト)の一環として、栃木県全域の公立中学校の外国人生徒卒業生の進路状況調査を行った¹⁾。本論は、まず、外国人生徒の高校受験資格と外国人生徒のための特別枠・特別措置の制度的な特徴を整理し、次に栃木県での調査結果を基にして、栃木県における外国人生徒の高校進学の全体的な状況を明らかにするとともに、地域間格差に通じる問題として栃木県の特別措置の効果を検証する。

外国人生徒の高校進学に関する研究はまだ少ないが、樋口(2011)は、国勢調査のデータを分析して、高校進学をめぐる国籍間格差があること、および南米国籍は最も下位に位置づくことを明らかにしている。栃木県は南米系児童生徒の割合が非常に高い県であり、主に南米系生徒を中心に外国人生徒の高校進学問題を検討するうえで、注目する意味は大きいと考えられる。また、本調査のように、外国人の集住地域も分散地域もカバーして県単位で外国人生徒の高校進学問題を検討する試みは全国的に見てあまり例はないと思われる。

平成22年9月1日現在の日本語指導が必要な外国人児童生徒28,511人の都道府県別状況をみておくと、最も多い愛知県で5,623人、最も少ない県が9人で、全国平均では627人である。栃木県内の公立学校に在籍する日本語指導が必要な外国人児童生徒数は、小学校503人、中学校136人、高校20人、特別支援学校3人の計662人で、全国平均に近い。日本語指導が必要な児童

生徒の全国の母語別状況では、ポルトガル語33.2%、中国語21.6%、フィリピン語15.3%、スペイン語12.4%が上位4位を占めるが、栃木県では、ポルトガル語35.9%、スペイン語34.4%、フィリピン語0.8%、中国語0.8%が上位4位で、南米系ニューカマーが約7割を占めて突出していることが大きな特徴である。栃木県における日本語指導が必要な外国人児童生徒が外国人児童生徒総数に占める割合は、平成22年5月現在で42.2%（598人／1416人）、平成23年9月1日現在で41.3%（567人／1372人）で、これも全国平均値に近い数値となっている。なお、栃木県における平成24年度入試における県立高校（全日制と定時制）の数と定員をみておくと、全日制は59校で定員は12,595人、定時制は8校（うち6校が全日制と併設）で定員は640人である。

2. 外国人生徒の高校受験資格

学齢期に当たる外国人生徒の就学状況は、日本の中学校に在籍するもの、外国人学校²⁾に在籍するもの、どちらの学校にも在籍しない不就学の状態にあるものの3つに大別される。現在の学校教育法によれば、高校を受験し入学できるものは、「日本の中学校若しくはこれに準ずる学校を卒業した者」と「日本の中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者」である。

外国人生徒が日本の中学校を卒業する場合、高校受験資格には何の問題もない。基本的には、一般的の学力試験か、特別枠あるいは特別措置で受験することになる。外国人学校に在籍している生徒の場合はどうか。

文科省は、外国人学校に在籍する外国人生徒の高校受験資格について、以下の見解を取っている。「日本にある外国人学校中等部は中学校ではないため、これを卒業したことを持って、高等学校入学資格を有するものではない。しかしながら、中学校卒業程度認定試験を受験し合格した上で、高等学校の入学者選抜試験を受験することができる。なお、当該生徒の保護者が日本国籍を有しない場合には、そもそも、その保護者に就学義務は課されていないため、校長の判断により、各高等学校において、中学校卒業者と同等以上の学力があると認められた者についても、当該高等学校の入学者選抜試験を受験することができる（学校教育法施行規則第95条第5号）。

つまり、外国人学校は日本政府によって正規な学校（1条校）とは認められていないため、外国人学校の中等部を卒業しても高校受験資格が制度的に得られるわけではない。日本の中学校を卒業しない外国人生徒の場合、中学校卒業程度認定試験³⁾を受験し合格するか、高等学校長の認可が高校受験の要件となる。日本の中学校を卒業しなくても高校受験の道は残されているが、

制度的なものではない。

外国人学校は、朝鮮学校、中華学校、ブラジル学校など多種多様であり、歴史や理念、そして在籍者がどの程度日本の高校を受検するかにおいて、状況は大きく異なっている。2012年10月時点では、栃木県にはブラジル学校が2つあった。南米系学校について言えば、全国的に、中等部を卒業した者が日本の高校に進学するケースはほとんど無いと思われる⁴⁾。また、不就学状態にある者が、中学校卒業程度認定試験を受験し合格する、あるいは高等学校長に受験資格を認められることもほとんどないと思われる。

3. 特別枠と特別措置

高校入試制度実施・内容の権限は都道府県にある。外国人生徒を対象にした特別な受検制度は、特別枠と特別措置に大別される。特別枠とは、特定の高校で一般の生徒とは別に定員が設けられた上で、科目の軽減や面接などが行われる。特別措置とは、一般入試の定員内で、科目の軽減、時間延長、漢字のルビうちなどが行われることをさす。全国的に、海外帰国子女や中国帰国生徒への対応として整備された入試制度が、各都道府県の判断によって、ニューカマーの生徒にも拡大適用されてきたと言える。両者にかかる特徴として、日本に滞在している期間の長さが申請の条件となっていることが大半であることがある。中国帰国者定住促進センターでは、毎年これらの全国の状況を独自に調査、公開しており、この条件を「滞日年数制限」とよんでいる。ニューカマーの高校進学を特別枠や特別措置に引き付けて議論する研究は未だ少ないが、そのなかに、ニューカマーの子どもの高校進学率が高い地域を対象にした志水・清水らによる調査の蓄積がある〔志水・清水 2008〕。本書の内容を2点整理しておくと、まず、日本語指導が必要な外国人児童生徒数の多い地域(愛知県、神奈川県、静岡県、東京都、大阪府)の入試制度が概観され、「ニューカマー生徒が高校に進学しやすい制度」の条件として、①受け皿(特別枠)の絶対数が多いこと、②受検資格の制限(特に来日年数の制限)が緩やかなこと、③試験の内容に関して母語を使用できるか否か、の3つが挙げられている。次に、首都圏や東海地方に比べれば決してニューカマー外国人生徒が多くはない大阪が、全国で最も高い(84.5%)高校進学率を達成し、ニューカマー高校生の受け入れについて最も先進的な入試制度を整備するに至った経緯が、在日朝鮮人教育の土壤、中国帰国生を多数受け入れてきた実績、大阪府立高校の再編整備等の視点から語られる。大阪における高い進学率は、受験生のなかで中国人生徒が高い割合を占めることとも関係しよう。平成22年5月1日時点では、日本語指導を必要とする児童生徒

1,823人のうち、中国語を母語とする児童生徒は1,156人で63.4%を占め、この割合は全国で一番高い。これに対し、ポルトガル語とスペイン語を母語とする児童生徒は169人で9.3%を占めるに過ぎない。

志水らが大阪府における外国人生徒の進学率の高さについて、特に注目するのは「特別枠」の存在である。特別枠は、進学率を上げる大きな要因となっていると同時に、教育環境の整備にも大きく関わっているという。すなわち、特別枠を持つ高校は、「渡日生徒に関する指針」等の教育指針を学校独自で持っており、受験の入り口の面での配慮だけでなく、入学後の教育に日本語指導や母語指導等の先進的な取り組みが見られるという。

外国人生徒のための特別枠と特別措置の全国的な動向については、各都道府県の入試要項・細則を資料として、別に検討したので参照されたい(田巻:2012)。その結果、特別枠と特別措置いずれでも滞日制限年数は3年が一番多いこと、その他の面で特別枠・特別措置の中身は都道府県ごとに大きく異なっていることが確認されている。

栃木県では、特別枠ではなく、特別措置が実施されている。栃木県の入試細則に「海外帰国者・外国人等の受検に関する特別措置」が記載されており、特別措置の志願資格について、「外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を設定することができる」と規定されている。平成21年度までは、「海外帰国子女等による受検に関する特別措置」と位置づけられ、「外国人」の名称は平成22年度から使われるようになった。特別措置の経緯について栃木県教育委員会(以下、県教委)に質問したが、「文科省の通知に基づき対応を行ってきたはずであるが、詳細については分からぬ」とのことであった。

特別措置は「特別選抜検査」(以下、A検査)と「特別措置による学力検査」(以下、B検査)に分かれており、A検査は、学力検査はなく面接のみ行われ、高等学校長の判断によっては学力検査及び作文を行うことができる。B検査は、国語・数学・英語の3教科の学力試験に加え面接と作文を行う。なお、学力検査は問題、時間ともに一般学力検査と同一で、A検査不合格者は、A検査実施より後に行われるB検査による試験を受検することも可能である。このような2段階の特別措置は全国的に稀である。

A検査については、受検人員・合格内定人員が公開されているが、公開されているのは海外帰国生徒と外国人生徒の合計の数値である。A検査を受検する際に提出する申請書では、志願者の区分が「ア 現地校(卒業生・在学)、「イ 外国人等」、「ウ 在外教育施設(日本人学校)(卒業・在学)」に分けられているが、志願者別の統計は県教委では取っていないとのことであった。

B検査については、受検人員・合格内定人員とともに公開されていない。県教委によると、その理由としては、B検査は一般入試と同じ判定会議であるため、一般入試の人員と分けて外国人生徒のみの受検人員・合格内定人員数を出すことは出来ないとのことであった。このように、外国人生徒の特別措置利用状況は不透明である。

4. 栃木県における外国人生徒進路調査結果

4-1. 調査の概要と外国人生徒卒業生の属性

外国人生徒の特別措置利用を含めた高校進学の実態が明らかにされていないうことをうけ、筆者を代表者とする研究グループは、栃木県における外国人生徒の進路調査を行った。調査対象は栃木県内全ての公立中学校に在籍する第3学年在籍生徒のうち、外国籍生徒および日本国籍でも3年次に「日本語指導が必要な生徒」として把握されていた生徒(つまり日本語を母語としない生徒)である⁵⁾。回答は、卒業する外国人生徒の担任あるいは当該学年担当の先生に記入してもらう方法を取った。調査票は、まず、県内市町教育委員会に郵送し、教育委員会から管轄の中学校へ配布してもらった。その後、教育委員会が回収した調査票を大学まで郵送してもらった。1回目の調査は、平成23年3月卒業生を対象に行った(以下、平成22年度調査)。この調査では、調査票送付学校数は161校で、「該当者あり」として調査票を送付してきた学校が56校、「該当者なし」と連絡してきた学校が56校で、49の学校からは返信がなかった。この結果、141人の卒業生に関するデータが得られた。

2回目の調査は、平成24年3月卒業生を対象に行った(平成23年度調査)。この調査では、165校に調査票を送付し、「該当者あり」として調査票を送付してきた学校が51校、「該当者なし」と連絡してきた学校が65校で、49の学校からは返信がなかった。この結果、128人の卒業生に関するデータが得られた。なお、平成25年3月に3回目の調査を予定している。

平成22年度調査での有効回答数は141名であった。県教委調べで、平成22年5月1日現在の栃木県における外国人中学校生徒は472名であった(この数値は外国籍の生徒をさす)。学年別の人数は公表されていないため、472名を3で割り、平成23年3月卒業生を157人と推測すると、有効回答数は母数の約9割に相当する。以下、卒業生の属性を示すが、どの質問項目でも無回答があったため、合計は141人にはならない(平成23年度調査結果も同様)。卒業生の性別は、男性71人、女性69人であった。母語別状況では、ポルトガル語36人(25.5%)、スペイン語34人(24.1%)、中国語25人(17.7%)、日本語17(12.1%)、タガログ語13(9.2%)の順であった。国籍別状況は、ブラ

ジル42人(29.8%)、ペルー33人(23.4%)、中国22人(15.6%)、フィリピン18人(12.8%)の順で、日本国籍は3人いた。ポルトガル語を母語とする36人のうち、34人がブラジル国籍で、他の2人は日本国籍とコロンビア国籍である。スペイン語を母語とする34人のうち、30人がペルー国籍で、4人がボリビア国籍である。中国語を母語とする25人のうち中国籍が21人、台湾籍が3人、日本国籍が1人である。日本語を母語とする17人については、8人がブラジル国籍で一番多く、その他はペルー3人、フィリピン2人、以下、中国、韓国、タイ、ロシアが1人ずつである。タガログ語を母語とする13人はすべてフィリピン国籍であった。

141人のうち、日本語指導が必要な生徒数は42人(29.8%)で、必要とされない生徒数は93人(66.0%)であった。県教委の発表では、平成22年5月1日現在、日本語指導を要する外国人中学校生徒数は127人で、同様に3で割ると、3年次に日本語指導を必要としていた生徒は42人となる。本調査の対象者は日本国籍でも日本語を母語としない者を含むのに対して、県教委の発表する数値は外国籍生徒に限られるが、日本語指導が必要な生徒数はともに42人で同数となった。

栃木県には、外国人児童生徒を支援する制度として、外国人児童生徒教育拠点校(通称拠点校)が設置されている(平成24年度は小中学校合わせて40校)。日本語指導を必要とする外国人児童生徒が比較的多い(多くの場合5人以上)学校は拠点校と指定され、外国人児童生徒教員が加配され、日本語教室が設置される。この調査では、73人(51.8%)が拠点校に在籍し、65人(46.1%)が非拠点校に在籍していた。

来日年齢別状況は、日本生まれを意味する「0歳」が32人、「1~5歳」16人、「6~9歳」19人、「10~12歳」20人、「13歳以上」23人、無回答31人であった。年齢が記載されていた110人を母数として各年齢の比率をみると、「0歳」29.0%、「1~5歳」14.5%、「6~9歳」17.2%、「10~12歳」18.1%、「13歳以上」20.9%となる。日本生まれが一番多く、13歳以上がそれに次ぐ結果であるが、外国人生徒の滞在の長期化と定住傾向が伝わる。

平成23年度調査での有効回答数は128人であった。県教委調べで、平成23年9月1日現在の外国人生徒の学年別内訳は、中学1年134人名、2年157人、3年168人であった。平成24年3月の外国人生徒卒業生を168人すると、有効回答数は母数の約75%に相当する。日本語指導を必要とする中学生は117名で、3年次に日本語指導を必要としていた生徒は39人と推測される。

128人の卒業生の性別は、男性66人、女性58人であった。母語別状況では、

日本語37人(28.9%)、スペイン語25人(19.5%)、ポルトガル語21人(16.4%)、中国語12人(9.4%)の順であった。国籍別状況は、ペルー39人(30.5%)、ブラジル31人(24.2%)、フィリピン13人(10.1%)、中国11人(8.6%)の順で、日本国籍は5人いた。日本語を母語とする37人の主な国籍は、ペルー11、ブラジル9人、フィリピン5、韓国4であった。スペイン語を母語とする25人のうち、23人がペルー国籍で、日本国籍と二重国籍(日本とボリビア)が1人ずつである。ポルトガル語を母語とする21人のうち20人がブラジル国籍で、1人が日本国籍である。中国語を母語とする12人のうち、10人が中国国籍、2人が台湾国籍であった。128人のうち、日本語指導が必要な生徒数は27人(21.1%)、必要とされない生徒数は97人(75.8%)であり、拠点校在籍者は46人(35.9%)、非拠点校在籍者は66人(51.6%)であった。

来日年齢別状況は、日本生まれを意味する「0歳」が40人、「1~5歳」13人、「6~9歳」10人、「10~12歳」23人、「13歳」以上13人、無回答29人であった。年齢が記載されていた99人を母数として各年齢の比率をみると、「0歳」40.4%、「1~5歳」13.1%、「6~9歳」10.1%、「10~12歳」23.2%、「13歳以上」13.1%となる。

平成22年度調査以上に日本生まれの割合が高かったこと、および日本語を母語とする生徒が一番多かったことが注目される。

4-2. 進路結果の全体

進路で高校進学を希望していた生徒は、平成22年度調査で141人のうち118人(83.7%)、平成23年度調査で128人のうち116人(90.6%)で、いずれも圧倒的に多かった。外国人生徒の進路状況を、栃木県における中学校卒業者全体の進路状況と比較しながら見よう。

表1は、平成22年度(平成23年3月卒業者)と平成23年度(平成24年3月卒業者)の中学校卒業者全体の進路状況を示したものである。表2(以下、表2~表8は本調査結果による)は、外国人生徒の進路状況を示したものである。

表1より、中学校卒業者全体の高校進学率は、平成22年度で98.0%、平成23年度で98.3%であった。外国人生徒の高校進学率は平成22年度で77.9%、平成23年度で85.2%である(専修学校入学者は除く)。外国人生徒の高校進学率は予想よりも高いものであったが、中学校卒業者全体の進学率に比べて15~20%低い結果となっている。平成23年度調査では、約25%の卒業生の進路が不明だった点には留意が必要である。県教委発表の外国人生徒3年次生168人を母数とすると、進学率は64.9%となる。栃木県全体の中学校卒業

表1 栃木県における中学校卒業生の進路状況推移

区分		平成23年度		平成22年度		
		人数 (人)	構成比 (%)	人数 (人)	構成比 (%)	
県内	県立高校	全日制	12,326	64.6%	12,331	64.8%
		定時制	359	1.9%	423	2.2%
		通信制	64	0.3%	107	0.6%
	国立高等専門学校		132	0.7%	133	0.7%
	国公立特別支援学校		188	1.0%	197	1.0%
	私立高校	高校全日制・中等教育学校	4,657	24.4%	4,507	23.7%
		通信制	31	0.2%	51	0.3%
県外	国公立	高校全日制・高専・特別支援学	355	1.9%	343	1.8%
	国公立	高校 定時	32	0.2%	37	0.2%
	私立	高校全日制・中・高専・特別支援学	304	1.6%	277	1.5%
	私立	高校 定時制・	320	1.7%	246	1.3%
進学者 計		18,768	98.3%	18,652	98.0%	
就職者		65	0.3%	50	0.3%	
専修学校等入学者		223	1.2%	188	1.0%	
その他の者		207	1.1%	268	1.4%	
合計卒業者総数(単位:人)		19,088	100.0%	19,023	100.0%	

出典：栃木県総合教育センター

『平成24年度 中学校卒業者の進路状況調査報告書』(平成24年5月1日現在)

表2 外国人生徒の進路状況

区分		平成23年度		平成22年度	
		人数	割合	人数	割合
進学	公立全日制	70	54.7	59	41.8
	公立定時制	8	6.3	21	14.9
	公立通信制	1	0.8	2	1.4
	私立全日制	25	19.5	23	16.3
	私立定時制	0	0	1	0.7
	私立通信制	2	1.6	0	0
	公立学校※1	1	0.8	3	2.1
	私立学校※2	1	0.8	0	0
	専修学校	4	3.1	0	0
	産業技術学校	1	0.8	1	0.7
	外国人学校	0	0	0	0
	就職	0	0	1	0.7
	帰国	1	0.8	11	7.8
	未定	13	10.2	15	10.6
	無回答	1	0.8	4	2.8
	合計	128	100	141	100

者のうち、県内の公立・私立を合わせて全日制の高校へ進学した生徒の割合は平成22年度88.5%、平成23年度89.0%である。これに対し外国人生徒の場合は、平成22年度58.1%、平成23年度74.2%である。一方、栃木県全体の中学校卒業者のうち、県内の定時制の高校へ進学した生徒の割合は、平成22年度2.2%、平成23年度1.9%であるのに対し、外国人生徒の場合は、平成22年度14.9%、平成23年度6.3%である。日本人生徒に比べて外国人生徒の進学率が低いことと、定時制の高校へ入学する外国人生徒の割合が日本人生徒よりも高いことが確認される。

県内定時制の高校のある教員は、特別措置を利用して受検するより、定時制の学力試験を受験したほうが合格しやすい面があるのではないかと話す。また、ある定時制の高校では、普通科、商業科で合計約100科目の多様な科目の中から、必修科目及び選択必修科目と自由に選べる選択科目を組み合わせ、生徒が自分で時間割を作成することを特色としている。単位制なので必修科目が取れないと卒業は出来ないが、必修科目は数多く設けられているので、苦手な科目を実技系の科目で補うことも可能だという。外国人生徒にとって定時制の高校は日本人生徒に比べてはるかに重要な進路先となっているが、入学のしやすさやフレキシブルな単位制などが大きな誘因となっていると言えよう。

ところで、高校進学の実態以上に不透明なのが進学後の就学状況であると思われる。訪問したいくつかの高校に共通していたのは、受検を通じて入学してくる以上、日本人も外国人も区別して考えていないというのが学校側の基本的なスタンスであった。このことは、学校側が外国人生徒の数を十分に把握していないことや外国人生徒への支援を特に必要とは考えていないことに通じている。推測の域を出ないが、高校に進学後、何らかの理由で中途退学する外国人生徒の割合は日本人生徒に比べてかなり高いのではないだろうか。栃木県の県立高校に在籍していた生徒の中途退学率をみると、平成22年度の全日制での中途退学率は1.02%であるのに対し、定時制では12.65%、平成23年度では前者が0.97%、後者が15.24%である(栃木県『平成23年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に対する調査』)。日本人生徒と外国人生徒の内訳は示されていないので正確なことは分からぬが、外国人生徒の中途退学率の高さが示唆されているように思われる。高校進学後の追跡調査は極めて重要と言えよう。

4－3. 日本語指導の有無別・母語別進路状況

平成22年度調査で、中学3年次に「日本語指導が必要」であった42人の

うち高校進学を果たした生徒は26人、進学率62.0%で、日本語指導が必要とされない生徒89人の進学率87.6%に比べ25%ほど低い結果であった。平成23年度調査では、「日本語指導が必要」であった生徒27人のうち高校進学を果たしたのは16人(産業技術学校1人含む)、進学率59.2%で、日本語指導が必要とされない生徒96人の進学率90.6%を30%程度下回った。とはいっても、いずれの年度でも、「日本語指導が必要」な生徒の約6割が高校進学を果たしている。

表3は、平成22年度調査の母語別進路結果を示している。該当者10人以上の母語別の進学者数・進学率を見ると、中国語25人中23人(92.0%)、スペイン語34人中27人(79.5%)、タガログ語12人中9人(75%)、ポルトガル語34人中20人(58.6)%となる。中国語を母語とする生徒の進学率が9割を超えているのに対し、ポルトガル語の場合は進学率が6割以下に留まっていることが特に注目される。日本語を母語とする17人は全員高校進学を果たしている。

表4は、平成23年度の母語別進路結果を示している。先程と同様に、該当者10人以上の母語別の進学者数・進学率を見ると、日本語37人中36人(97.3%)スペイン語24人中18人(75.0%)、ポルトガル語21人16人(76.2%)で、中国語12人は専修学校の1人を除く11人が高校に進学している。

2回の調査結果を合計して母語別に進学率を改めてみると、日本語54人中53人(98.2%)、中国語37人中35人(94.6%)、ポルトガル語55人中36人(65.5%)、タガログ語19人中16人(84.2%)、スペイン語58人中45人(77.6%)

表3 母語別進路結果(平成22年度調査)

	公立全日 制	公立定時 制	公立通信 制	公立学校	私立全日制	私立定時制	産業技術 学校	就職	帰国	未定	合計
日本語	9(52.9)	5(29.4)	—	—	3(17.6)	—	—	—	—	—	17(100.0)
中国語	17(68.0)	—	—	—	6(24.0)	—	—	—	2(8.0)	—	25(100.0)
韓国語	2(66.7)	—	—	1(33.3)	—	—	—	—	—	—	3(100.0)
ポルトガル語	8(23.5%)	3(8.8%)	1(2.9%)	1(2.9%)	6(17.6%)	—	1(2.9%)	1(2.9%)	7(20.6%)	6(17.6%)	34(100.0%)
タガログ語	3(25.0%)	2(16.7%)	1(8.3%)	1(8.3%)	2(16.7%)	—	—	—	1(8.3%)	2(16.7%)	12(100.0%)
タイ語	1(20.0%)	2(40.0%)	—	—	1(20.0%)	1(20.0%)	—	—	—	—	5(100.0%)
スペイン語	16(47.1%)	7(20.6%)	—	—	4(11.8%)	—	—	—	1(2.9%)	6(17.6%)	34(100.0%)
英語	1(33.3%)	—	—	—	1(33.3%)	—	—	—	—	1(33.3%)	3(100.0%)
ウルドゥー語	1(50.0%)	1(50.0%)	—	—	—	—	—	—	—	—	2(100.0%)
ベンガル語	1(100.0%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1(100.0%)
合計	59(43.4%)	20(14.7%)	2(1.5%)	3(2.2%)	23(16.9%)	1(0.7%)	1(0.7%)	1(0.7%)	11(8.1%)	15(11.0%)	136(100.0%)

表4 母語別進路結果(平成23年度調査)

		結果										合計	
		公立 全日制	公立 定時制	公立 通信制	私立 全日制	私立 通信制	産業技 術学校	専修(専 門)学校	帰国	未定	公立 学校		
母語	日本語	25 67.6%	3 8.1%	1 2.7%	6 16.2%	—	—	—	—	1 2.7%	1 2.7%	—	37 100.0%
	中国語	7 58.3%	—	—	3 25.0%	—	—	1 8.3%	—	—	—	1 8.3%	12 100.0%
	韓国語	1 50.0%	—	—	1 50.0%	—	—	—	—	—	—	—	2 100.0%
	ポルトガル語	8 38.1%	1 4.8%	—	4 19.0%	2 9.5%	1 4.8%	—	—	5 23.8%	—	—	21 100.0%
	タガログ語	2 100.0%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2 100.0%
	タイ語	0 0.0%	—	—	1 50.0%	—	—	—	—	1 50.0%	—	—	2 100.0%
	スペイン語	11 45.8%	2 8.3%	—	5 20.8%	—	—	—	1 4.2%	5 20.8%	—	—	24 100.0%
	ベトナム語	4 80.0%	—	—	1 20.0%	—	—	—	—	—	—	—	5 100.0%
	フィリピン語	3 60.0%	—	—	1 20.0%	—	—	1 20.0%	—	—	—	—	5 100.0%
	二重母語	1 50.0%	—	—	1 50.0%	—	—	—	—	—	—	—	2 100.0%
	その他	5 71.4%	1 14.3%	—	—	—	—	—	—	1 14.3%	—	—	7 100.0%
合計		67 56.3%	7 5.9%	1 0.8%	23 19.3%	2 1.7%	1 0.8%	2 1.7%	1 0.8%	13 10.9%	1 0.8%	1 0.8%	119 100.0%

となり、南米系生徒(特にポルトガル語を母語とする生徒)の進学率の相対的低さが確認される。

日本語指導の必要性の有無を母語別にみると、興味深い事実がみえる。日本語以外の母語別で一番進学率が高かった中国語と一番低かったポルトガル語を比較すると(2回の合計)、中国語36人中「有」20人(55.6%)、「無」16人(44.4%)、ポルトガル語56人中「有」15人(26.8%)、「無」41人(73.2%)である。すなわち、中国語は「有」が半数を超えているが進学率が一番高く、ポルトガル語は「無」が7割を超えてるのに進学率が一番低く、対照的な結果となっている。

4-4. 特別措置利用状況

栃木県の場合、滞在年数制限は3年で「来日3年以内」の来日年齢13歳以上の生徒が特別措置利用の要件を満たす。

平成22年度調査で、141名中、13歳以上で来日している者は23名(16.3%)いた。受検資格を有する23人のうち、A検査で受検した生徒は9人、A検査とB検査を両方受検した生徒が3人で、B検査だけを受検した生徒はいなかった。A検査で受検した9人は全員が公立高校に入学し、A・B検査で受検した生徒のうち2人は私立高校に入学し、1人は帰国している。特別措置の母

表5 特別措置の母語別利用状況

母語	年	特別措置による受験		合計
		A措置	A、B措置	
中国語	平成22年度	7	2	9
	平成23年度	4	—	4
韓国語	平成22年度	1	—	1
	平成23年度	—	—	—
タガログ語	平成22年度	—	1	1
	平成23年度	2	—	2
ウルドー語	平成22年度	1	—	1
	平成23年度	1	—	1
合計	平成22年度	9	3	12
	平成23年度	7	—	7

語別受検状況をみると、A検査で受検した9人のうち7人は中国語で、韓国語とウルドー語が各1人であった。A・B検査で受検した3人のうち、中国語は2人、タガログ語は1人であった。特別措置受検資格を有する母語を中国語とする生徒は13人いたが、このうち9人が受検し、7名が合格している。平成22年度調査対象者のなかで、特別措置受検者は圧倒的に中国語を母語とする生徒であった。ここで特筆されることは、特別措置受検者の中にポルトガル語およびスペイン語を母語とする生徒がいなかったことである。なお、特別措置受検で合格した9人のうち、日本語指導有は8名、無が1名である。このことから、A措置が日本語指導を必要とする生徒の進学に大きな効果を果たしたことが理解される。

平成23年度調査では、128名中、13歳以上で来日している者は13名(10.2%)いた。受検資格を有する13人のうち、A検査で受検した生徒は7人で、全員が公立高校に入学している。特別措置の母語別受験状況をみると、受検・合格した7人のうち中国語4で、フィリピン語2、ウルドー語が1人であった。前回同様に特別措置受検者のなかにポルトガル語およびスペイン語を母語とする生徒はいなかった。7人のうち6人は、中学三年次に日本語指導が必要な生徒であり、前回調査同様に、A措置が日本語指導を必要とする生徒の進学に大きな効果を果たしたことが理解される。2年間の特別措置利用状況を母語別にまとめたものが表5である。

5. 事実の整理といくつかの論点

2年間の調査で269人の外国人生徒の進路が明らかとなった。いくつかの事実を整理しながら、若干の考察を加えたい。

第一に、269人中234(87.0%)人が日本の高校への進学を希望していたことが確認された。滞在の長期化と定住傾向の中で、外国人生徒の高校進学希望は確実に増大してきたし、今後も増大していくと思われる。高校進学者は219人で進学率は81.4%となり、平成23年度調査で外国人生徒卒業生の25%前後の進路が不明だったことを考慮しても予想よりも高い結果が確認された。この一因は、調査対象者のなかで、「日本語指導が必要」な児童生徒が69人(25.7%)に留まっていたことにあるだろう。全国平均では、外国人児童生徒総数の約4割が日本語指導を必要とする児童生徒である。また、平成23年度調査では、日本語を母語とする生徒および日本で生まれた生徒の割合がともに一番高かったことも進学率を押し上げている要因と考えられる。ただし、日本語指導が必要とされない外国人生徒の高校進学率が日本人生徒に比べて低いことも事実である。この点に関しては、「日本語指導が必要ない」との判断の基準や内実が問われよう。また、定時制の高校に入学した外国人生徒の割合は日本人生徒より高く、定時制の中途退学率は全日制よりも高い。この点も踏まえ、高校に入学した外国人生徒の追跡調査も重要であろう。

第二に、特別措置受検で合格した16人のうち14人が中学3年次に日本語指導を必要としていた生徒であり、のことから、特別措置(A措置)が日本語指導を必要とする生徒の進学に大きな効果を果たしたことが確認された。しかし、外国人生徒による特別措置の利用状況は非常に限られていた。特別措置で受検するための条件である「滞日年数制限3年」(入国後3年以内)に該当する生徒は269人中36人(13.4%)しかおらず、しかもその半数程度しか措置を利用していなかった。繰り返しになるが、栃木県の入試細則には、「外国人等については入国後3年以内の場合は、その事情によっては、高等学校長の判断によって志願資格を設定することができる」と記載されている。該当者の半数程度しか利用していない状況を理解するには、この措置に対する高校側と中学側の認識のあり方、並びに利用する場合にはどのような事情が考慮されているのかを探ることが必要になろう。

第三に、上記第二の結果から、特別措置利用者の多くは海外帰国者であることが判明する。県教委公開のデータから、A検査受検者は平成22年度調査対象者で45人、平成23年度調査対象者で34人である。今回の調査で明らかになったA検査受検者は平成22年度調査で9人、平成23年度調査で7人である。いずれも2割程度で、特別措置利用者の8割程度は海外帰国生

徒と捉えられる。参考までに、平成12年度から平成24年度までのA検査の受検・合格内定状況を示したものが表6である。平成12年度受検人員36人（うち内定者34人、合格率94.4%、以下同様に記述）、平成13年度24人（21人、87.5%）、平成14年度21人（18人、85.7%）、平成15年度24人（23人、95.8%）、平成16年度34人（29人）、平成17年度37人（30人、81.0%）、平成18年度28人（24人、85.7%）、平成19年度43人（33人、76.7%）、平成20年度39人（30人、76.9%）、平成21年度42人（35人、83.3%）、平成22年度45人（36人、80.0%）、平成23年度45人（35人、77.8%）、平成24年度34人（30人、88.2%）となっている。平均すると毎年30人強が受験し、平均合格率は約85%で、全体的に高い合格率となっている。

第四に、南米系生徒の高校進学率の相対的な低さが確認されたが、この一因は、ポルトガル語とスペイン語を母語とする生徒の特別措置受検が皆無

表6 特別措置受検者・内定者の推移

年	受験者（人）	内定者（人）	合格率
12年度	36	34	94.4%
13年度	24	21	87.5%
14年度	21	18	85.7%
15年度	24	23	95.8%
16年度	34	29	85.3%
17年度	37	30	81.0%
18年度	28	24	85.7%
19年度	43	33	76.7%
20年度	39	30	76.9%
21年度	42	35	83.3%
22年度	45	36	80.0%
23年度	45	35	77.8%
24年度	34	30	88.2%
合計	452	378	84.5%

栃木県教育委員会『平成24年度県立高等学校入学者選抜(推薦入学、海外帰国者・外国人等特別措置) 合格内定状況(PDF)』

(<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/kyouikuzenpan/keikaku/documents/h23suisengoukakunaitei.pdf>, 2012.7.14)

平成22年度以前のデータは県教委からの提供による。

表7 主要母語別来日年齢と進学率

		0歳	1~5歳	6~9歳	10~12歳	13歳以上	合計	進学率
日本語	平成23年	14(93.3%)	—	1(6.7%)	—	—	15(100.0%)	17/17(100.0%)
	平成24年	21(80.8%)	2(7.7%)	2(7.7%)	1(3.8%)	—	26(100.0%)	36/37(97.3%)
中国語	平成23年	2(8.0%)	1(4.0%)	3(12.0%)	6(24.0%)	13(52.0%)	25(100.0%)	23/25(92.0%)
	平成24年	—	—	1(8.3%)	6(50.0%)	5(41.7%)	12(100.0%)	12/12(100.0%)
ポルトガル語	平成23年	4(16.0%)	5(20.0%)	8(32.0%)	7(28.0%)	1(4.0%)	25(100.0%)	20/34(58.8%)
	平成24年	5(26.3%)	8(42.1%)	3(15.8%)	3(15.8%)	—	19(100.0%)	16/21(76.2%)
タガログ語	平成23年	1(10.0%)	4(40.0%)	1(10.0%)	1(10.0%)	3(30.0%)	12(100.0%)	9/12(75.0%)
	平成24年	1(14.2%)	—	—	3(42.9%)	3(42.9%)	7(100.0%)	7/7(100.0%)
スペイン語	平成23年	6(27.3%)	5(22.7%)	6(27.3%)	3(13.6%)	2(9.1%)	22(100.0%)	27/34(79.5%)
	平成24年	6(33.3%)	3(16.7%)	3(16.7%)	4(22.2%)	2(11.1%)	18(100%)	18/24(75%)

注：合計は母語と来日年齢のクロスから確認された人数を示している。このため、進学率のところに記載されている数値と一致していない場合がある。

だったことである。南米系生徒の利用が皆無だったことには、南米系児童生徒の滞在の長期化と定住傾向が深く関係する。2回の調査のいずれかで10人以上の回答があった生徒を対象に母語別に来日年齢と進学率を整理したのが表7である。ポルトガル語44名のうち、受験資格を満たすのは1名に過ぎず、スペイン語も40人中4人とほんのわずかである。これに対し、中国語37人のうちほぼ半数の18人が受験資格を満たしている。滞在の長期化と定住傾向の中で、南米系生徒が特別措置から実質上排除されている現実がある。

先に、日本語指導の必要性の有無を母語別にみたが、ポルトガル語の場合、7割以上が「無」であった。この結果から、日本語指導が必要でないにもかかわらず、なぜポルトガル語を母語とする生徒の高校進学率が低いのかという課題設定が必要になるだろう。これは日本語以外の要因を探求することにつながる。

第五に、外国人生徒の滞在の長期化と定住傾向は日本語能力の向上とどのような関係にあるのかという問題がある。表8は、日本語指導の必要の有無と来日年齢の関係をみたものである。来日年齢が13歳以上の生徒の7割から8割が中学3年次において日本語指導が必要とされていた関係は理解しやすい。平成23年度調査では、滞在年数の長期化と日本語能力向上のある程度の比例的な関係が見える。しかし、平成22年度調査からは、日本生まれ（來

表8 来日年齢と日本語指導のクロス表

		平成23年度		平成22年度	
		日本語指導		日本語指導	
		あり	なし	あり	なし
来 日 年 齢	0歳	1 2.5%	39 97.5%	4 13.8%	25 86.2%
	1歳～5歳	1 7.7%	12 92.3%	5 31.3%	11 68.8%
	6歳～9歳	3 30.0%	7 70.0%	6 33.3%	12 66.7%
	10歳～12歳	10 43.5%	13 56.5%	6 30.0%	14 70.0%
	13歳以上	9 69.2%	4 30.8%	18 78.3%	5 21.7%
	合計	24 24.2%	75 75.8%	39 36.8%	67 63.2%

日年齢0歳)の29人のなかの4人、また、来日年齢が1～5歳、6～9歳、10～12歳のいずれでも3割程度の生徒が中学3年になっても日本語指導が必要と判断されている。このデータからは、逆に、滞在年数の長さと日本語能力のレベルが必ずしも比例関係がないことが示唆されている。

滞在の長期化のなかで、特別措置からは排除される一方で、日本語能力がなかなか向上しないという問題は、南米系児童生徒(特にポルトガル語を母語とする児童生徒)に特有な問題として捉えられるのだろうか。家庭での言語環境や学校への適応などの諸要因を加味しながら、外国人生徒の高校進学をめぐる地域間格差および母語別・国籍間格差の実情を多面的に分析していくことが問われよう。

[注]

- 1) この支援事業に取り組んでいた平成20年当時、栃木県内の外国人生徒の中学卒業後の進路状況は不明で、高校進学率については、高校と中学に在籍している外国人生徒の総数(学年別の数は公表されていない)を比較して推測する以外にない状況にあった。このような状況のなかで、平成20年に外国人児童生徒が在籍する県内すべての中学校の教員を対象にして行った調査で、外国人生徒の中学卒業後の進路の把握を試みた。この「在籍校」調査(実施時期は平成20年11月～12月)では、外国人児童生徒教育の実態に関するものと外国人児童生徒教育に対する教員の意識や意見を幅広く聞いたが、中学校を対象にした質問紙に「貴校の

過去3年間の外国人児童生徒卒業生の進路状況を教えてください」という設問を入れた。87校の中学校から回答があったが、残念ながら、この進路に関する設問に対して11校は無回答であった。この11校には約90人の外国人生徒が在籍していた。おそらく、外国人生徒の進路状況を学校全体では把握しておらず、一教員が答えるには難しい状況があったと思われる。また、3年間の進路状況を聞くという設問にやや無理があったとも思える。この結果として、外国人生徒の卒業者の半数近くの進路先が不明という結果になった(『栃木県外国人児童生徒在籍校調査 報告・資料集』平成21年3月、参照)。

- 2) 外国人学校とは、主に外国籍の子どもを対象に独自のキャリキュラムを編んで運営している学校である。外国人学校は多種多様だが、日本の学校教育法上、「1条校」(正規の学校)として認められておらず、現行の制度では各種学校認可しか取得することが出来ない。「1条校」では、文部科学省学習指導要領に沿ったカリキュラムで検定教科書を使用し日本の教員資格取得者が教えることが条件となる。平成17年時点で、全国の公立学校に通う外国人児童生徒が約7万人だったのに対し、外国人学校に通う外国人児童生徒は約3万人を数えていた。平成17年時点で、日本には、歴史的伝統のある中華学校、戦後設立された朝鮮人学校、欧米系のインターナショナルスクール、平成期に入って急増したブラジル人学校など、200を超える外国人学校があった(月刊『イオ』編集部『日本の中の外国人学校』明石書店、2006年計)。
- 3) 中学校卒業程度認定試験とは、「学校教育法第十八条の規定により、病気などやむを得ない事由によって保護者が義務教育諸学校に就学させる義務を猶予又は免除された子に対して、中学校卒業程度の学力があるかどうかを認定するために国が行う試験」であり、正式には、「義務教育猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験」という。昭和42年から開始されたが、平成11年度の改正により、受験資格に「日本の国籍がない者」が追加され、外国人生徒の受検が認められるようになった。平成11年度から平成20年度までの全国の受検者数は39～86人で推移してきた。外国人生徒の受験者は、平成11年度15人(26.3%)であったが、平成20年度には44人(58.7%)へと増加している。平成20年度外国人生徒受験者の国籍別内訳は、韓国19、ブラジル9、朝鮮8、中国4、フィリピン2、タイ1、ペルー1であった(上原、2010)。
- 4) 平成24年10月から11月にかけて、静岡県浜松市、愛知県豊田市、茨城県つくば市にある南米系およびブラジル学校を訪問し、理事長や校長に話を伺った。いざれも高等部を持つ学校であるが、中等部卒業生は大半がそのまま高等部に進学し、日本の高校へ進学するケースはほとんどないとのことであった。
- 5) 日本国籍を有するが日本語指導が必要な児童生徒数は、近年増加傾向にある。平成22年9月1日現在、その数は5,496人である。平成20年度に比べて、日本語指導を必要とする外国人児童生徒数は64人(0.2%)減少したのに対し、日本国籍を有する日本語指導を必要とする児童生徒数は601人(12.3%)増加している。佐久間が「教育現場での外国籍児童・生徒とは、日本国籍の有無に関わり無く、人間として最初に使用した言語が、日本語以外の外国人児童・生徒としたほうが正確」[佐久間 2006: 22]と主張するように、教育現場や高校受験で問われ

るのは、外国籍であることよりも、むしろ日本語を母語としないという点である。

[参考文献]

- 太田晴雄, 2000, 『ニューカマーの子どもと日本の学校』国際書院.
- 月刊『イオ』編集部, 2006, 『日本の中の外国人学校』明石書店.
- 上原秀一2010「中学校卒業程度認定試験について」『HANDS[ハンズ]:とちぎ多文化共生教育通信』第8号、宇都宮大学
- 梶田孝道, 1994, 『外国人労働者と日本』日本放送出版協会.
- 鍛治到, 2008, 「大阪府におけるニューカマーと高校入試」志水宏吉編著『高校を生きるニューカマー』明石書店.
- 佐久間孝正, 2006, 『外国人の子どもの不就学』勁草書房.
- 志水宏吉・清水睦美編著, 2001, 『ニューカマーと教育』明石書店.
- 編著, 2008, 『高校を生きるニューカマー』明石書店.
- 清水睦美, 2006, 『ニューカマーの子どもたち』勁草書房.
- 田巻松雄・坂本文子, 2012, 「栃木県における外国人生徒の中学卒業後の進路状況」『宇都宮大学国際学部研究論集』第33号、pp.63-71.
- 田巻松雄, 2012「外国人生徒の高校進学問題—入試配慮に焦点を当てて」「理論と動態」第5号, pp.79-93.
- 樋口直人, 2002, 「平等な教育機会とは何か——外国人の子どもの教育に求められるもの」「21世紀兵庫の学校デザイン」兵庫県在日外国人教育研究協議会.
- 樋口直人, 2011, 「高校進学をめぐる国籍間格差」「解放教育No.527, pp.36-43.】
- 広崎純子, 2007, 「進路多様校における中国系ニューカマース生徒の進路意識と進路選択——支援活動の取組みを通じての変容過程」「教育社会学研究」80: pp. 227-45.
- 平成16・17年度宇都宮大学重点推進研究編(研究代表 田巻松雄), 2006, 『外国人児童生徒の教育環境をめぐる問題——栃木県内の現状と課題 資料編』.
- 平成19年度宇都宮大学特定重点推進研究編(研究代表 田巻松雄), 2009, 『栃木県における外国人児童生徒教育の明日を考える』.
- 平成20年度宇都宮大学特定重点推進研究編, 2009, 『栃木県外国人児童生徒在籍校調査報告・資料集』.
- 宮島喬・太田晴雄編, 2005, 『外国人の子どもと日本の教育』東京大学出版会.
- 栃木県教育委員会, 2012, 『平成24年度 栃木県高等学校入学者選抜実施細則』.
- , 2012, 『平成24年度県立高等学校入学者選抜(推薦入学、海外帰国者・外国人等特別措置)合格内定状況(PDF)』
<http://www.pref.tochigi.lg.jp/m04/education/kyouikuzenpan/keikaku/documents/h23suisengoukakunaitei.pdf>, 2012.7.14)

平成24年度就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定試験（中卒認定）受験案内

（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/sotugyo/1322849.htm、2012.9.30）

（たまき・まつお 宇都宮大学）